

## 「補償すべき範囲」についての検討

平成 28 年 9 月

### 1. 議論の対象となる流通形態

本小委員会において整理された、今後の議論における主な論点のうち、論点 2「補償すべき範囲」の議論が必要な流通形態は以下のとおり。

### 2. 補償すべき範囲

1. (私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状)で把握された現状に基づき、クリエイターへの対価還元が適切に行われておらず対価還元のための制度的担保又は取組が求められる範囲があるか否か、あるのであればそれはどのような範囲であるのか、について検討が必要である。

#### 【音楽コンテンツ】

- ① パッケージを購入した消費者が行う私的録音について、補償が必要か
- ② ダウンロード型音楽配信により購入した消費者が行う私的録音について、補償が必要か
- ③ パッケージをレンタルした消費者が行う私的録音について、補償が必要か

#### 【動画コンテンツ】

- ① 消費者が行う無料放送番組の私的録画について、補償が必要か
- ② 消費者が行う有料放送番組の私的録画について、補償が必要か

## 2. 音楽コンテンツ

### (1) すべての流通形態に共通する論点例

- ① 自身が購入した音楽コンテンツを複数のデバイスで視聴するための私的複製について、補償すべき範囲に含めるのか否か。

#### 【主な意見】

- ◇ いわゆるプレイシフトについては、当該行為により売上が減少するわけではなく、権利者に不利益が生じるわけではない。
- ◇ 録音行為の目的に関わらず、私的複製は著作物の利用行為である。

- ② 購入した音楽のバックアップのために行われる私的録音について、補償すべき範囲に含めるか否か。

#### 【主な意見】

- ◇ バックアップのために行われる私的録音は、視聴のために行われているわけではなく、当該行為によって権利者に不利益が生じるわけではない。

- ③ DRMがかかっていない状況でコンテンツを提供する場合は、私的複製が行われることを見込んで対価設定がなされているとして、補償の必要はないと考えるか否か。

### 【主な意見】

- ◇ 私的複製の対価が契約上含まれているか否かではなく、客観的事実に基づいて評価すべき。
- ◇ 我が国に私的録音録画補償金制度が存在する以上、私的複製に係る対価は同制度により徴収されるという前提が存在し、価格に盛り込んでいるとの評価はできない。

#### ④ クラウドに私的複製をする場合について、補償すべき範囲に含めるのか否か。

### 【主な意見】

- ◇ 複製する媒体がMDやCDという従来の媒体からクラウドというインターネット上の領域に広がったにすぎず、私的複製が行われているという意味では同じである。

## (2) ダウンロード型音楽配信により購入した消費者が行う私的録音についての論点例

### ① マルチデバイス・ダウンロードサービスを提供しているダウンロード型音楽配信について、補償すべき範囲に含めるか否か。

### 【主な意見】

- ◇ 利用者の多くは当該サービスを利用している場合が多く、私的複製を行っている場合は少ないのではないか。
- ◇ マルチデバイス・ダウンロードサービスが提供されている場合でも、当該サービスの範囲外で私的複製が行われている。

## 3. 動画コンテンツ

### (1) すべての流通形態に共通する論点例

#### ① 放送波を最初に録画する部分について、補償すべき範囲に含めるか否か。

### 【主な意見】

- ◇ 多くの視聴者は、放送番組を同時視聴するのと同じように、番組をハードディスクに録画しタイムシフトをして視聴している。ハードディスクに録画された番組はあくまで視聴者が番組を視聴するためのものであり、権利者に不利益は生じない。

#### ② 権利者がDRMを自由に選択できる場合に、選択されたDRMの範囲内で行われる私的録画について、補償すべき範囲に含めるか否か。

### 【主な意見】

- ◇ 権利者がDRM技術を選択できない現状においては、補償金等の形で権利者への対価還元が必要となる。それができないのであれば、権利者が自由にDRMを選択できる環境を構築すべき。
- ◇ 選択肢の多少はあれ、何らかのDRM技術を選択できる以上は、権利者が私的複製の範囲をコントロールしていると評価すべき。

### (2) 消費者が行う有料放送番組の私的録画についての論点例

#### ① コピーネバーの運用が可能となっているペイパービューについて、補償すべき範囲に含めるか否か。

**【主な意見】**

- ◇ 少なくとも映画については、コピーネバーを運用しているものについて補償を求めるものではない。